



クラブ活動計画

2019～2020



国際ロータリー テーマ
ROTARY CONNECTS THE WORLD
ロータリーは世界をつなぐ

第2660地区スローガン
Stand By You ～あなたと共に～

八尾ロータリークラブ テーマ
The Pursuit of True Service and Friendship
真実の奉仕と親睦を探求する

国際ロータリー第2660地区
八尾ロータリークラブ

国際ロータリー会長 方針

ロータリーは世界をつなぐ

2019-20年度 国際ロータリー会長
マーク・ダニエル・マローニー



ロータリーの礎は「つながり」です。若い弁護士としてシカゴにやって来たポール・ハリスがロータリーを創設した最大の理由、それは見知らぬ街でほかの人たちと「つながる」ことでした。それから1世紀以上が経った今、私たちの周りには、ポール・ハリスの時代には想像もできなかったような友情とネットワークを築くための方法が数多く存在します。それでも、ロータリーにおける「つながり」は独特であり、ほかに類を見ません。

国際ロータリーには、地域社会とつながり、職業のネットワークを広げ、強く末永い関係構築ができる確固とした使命と構造があります。会員による数多くのプロジェクトやプログラム、ポリオ撲滅活動におけるロータリーのリーダーシップ、国連との協力などを通じ、私たちはグローバルコミュニティとつながっています。私たちの奉仕活動は、同じ価値観を共有し、より良い世界のために行動したいと願う人びとの結びつきをもたらします。また、ロータリーがなければ出会うことがなかった人びと、共通の考えを持った人びと、私たちの支援を必要とする人びととつながり、世界中の地域社会で人生を変えるような活動を行うことを可能にしています。

21世紀の新たな10年の始まりに、私たちはロータリーの未来を形作っています。2019-20年度、ロータリーは新しい戦略計画を実行に移し、規定審議会が採択した革新性に応え、より活性化された重点分野において活動します。しかし、ロータリーの未来を形作る本当の場所はクラブです。刻々と変化する現実に対応するために、ロータリーはクラブに注力していかなければなりません。

クラブはロータリーでの経験の中心部ですが、今ではクラブのあり方をより創造的かつ柔軟性をもって決めることができます。これには例会の方法や、何をもちいて例会とするかを検討することも含まれます。会員増強のアプローチにおいては、組織立った戦略的・革新的な方策が必要です。そうすることで、地域社会とのより広く、深いつながりができるだけでなく、より多様な会員に魅力を感じてもらい、積極的な参加を促すことができるでしょう。

実際のところ、ロータリーは家族です。そうであるにも関わらず、会員組織の構造やリーダーシップの要求などがあることで、今日の若い職業人にとってはロータリーが手の届きにくい存在となっているようです。ロータリーは、家族との時間を犠牲にするのではなく、家族との時間を補うような経験を提供する場である必要があります。クラブが温かく、みんなを受け入れるような雰囲気があれば、家族と奉仕活動は両立でき、家族志向の若い職業人にロータリー奉仕や市民としての参加の機会を提供できます。また、ロータリーの役職に対する期待事項を、多忙な職業人にあわせて現実的かつ管理可能なものとする事で、将来ロータリーのリーダーとなる次世代のロータリアンのスキルを高め、ネットワークを築くことができるでしょう。

2019-20年度には、「ロータリーは世界をつなぐ」のテーマの下、ロータリーの奉仕を通じて、有能で思慮深く、寛大な人びとが手を取り合い、行動を起こすためのつながりを築いてまいりましょう。

2019-20年度国際ロータリー会長
マーク・ダニエル・マローニー

国際ロータリー会長方針	1
地区ガバナー方針	2
クラブ活動方針	5
現況報告	
1. 名称	7
2. 事務所	
3. 例会日	
4. 地域	
5. 会員	8
6. 歴代会長・幹事	11
7. 会員年齢構成	12
8. 組織表	13
9. 理事・役員・委員会構成表	15
八尾ロータリークラブ職業分類	16
10. 会計予算	21
11. 行事予定表	22
各委員会 基本方針・活動計画	24
八尾ロータリークラブ定款	

うに目指して下さい。

2019-20年度 地区スローガン

私は、次年度地区スローガンを設定するにあたり、2つのことを思い描きました。

①常に相手の目線に立ったロータリーの奉仕活動を

私たちは奉仕活動をする際、常に相手の方に寄り添い、同じ目線に立って計画し、実施して参りましょう。これにより真のニーズが把握でき、より実りの多い活動となることでしょう。そして感動と共に奉仕の喜びを分かち合ひましょう。

②新会員と共に

入会3年未満の会員の退会理由には、様々なものがあると思いますが、真の理由は「寂しさ」にあると思います。新しい仲間へ寄り添い、新たな友人が出来た喜びを分かち合ひましょう。それがロータリーの発展にもつながります。

そこで地区スローガン “Stand By You”～あなたと共に～ を掲げました。

これからの1年間クラブの皆様と共に考え、悩み、歩み、そして楽しんで参りたいと思っております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

クラブ活動方針

The Pursuit of True Service and Friendship

～真実の奉仕と親睦を探求する～

会 長
笠 井 実



2019～2020年度の会長に選出されました笠井実でございます。私が理想とするロータリーライフを理事役員、委員長及び会員の皆様と一緒に体現出来るように、誠心誠意全力で一年間務めさせていただきますので、皆様のご協力を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

さて、2019～2020年度のRI会長マーク・ダニエル・マローニー氏のテーマは「ロータリーは世界をつなぐ」であります。

それは、

1. ロータリーを成長させる。職業分類を見直し、リーダーになる人を入会させ、ローターアクトやインターアクトにも力を入れる。
2. 家族をつなぐ。例会、活動に家族や子供も参加させる。
3. 若い可能性のある職業人に門戸を開く。
4. 国連との協調（ユニセフ、ポリオ撲滅等）。

私はこの様なRI会長の方針に積極的に協力していきたいと思っております。

また2019～2020年度の2660地区四宮孝郎ガバナーの地区スローガンは、Stand by you ～あなたと共に～

相手に寄り添い、奉仕の喜びを分かち合う、新たな友人が出来た喜びを分かち合う、であります。

常に相手の目線に立ったロータリー活動を実践し、地区活動にも協力してまいります。

そして、2019～2020年度の当クラブの会長テーマは、

The Pursuit of True Service and Friendship「真実の奉仕と親睦を探求する」
であります。

今年度は以上のテーマを達成する為に、様々な奉仕活動を積極的に取り組みたいと思っております。

具体的には国内事業（社会奉仕委員会、青少年奉仕委員会の事業）では、

1. 継続事業である「自然の中で」を通じて、小・中学生の不登校対策に積極的に取り組み、又、リーダー研を通じて、若きリーダー育成にも力を入れて行きたいと思っております。
2. 小・中学生の効果的な不登校対策である「輝」の事業に大きく貢献したいと思っております。約60名の不登校生を集め、学習を中心に職場体験やボクシング等の様々なプログラムを用意して、進学出来る為の手助けを行います。
3. 地域の里親協会に協力し、白浜アドベンチャーワールドで一泊旅行への支援を行います。
八尾市内・東大阪市内にも、何らかの事情で親がいなくて、里親の手によって育てられている子供達がたくさんいます。その子供達や里親の方々に楽しい一日をプレゼントし、クラブのメンバーも参加することにより、里親以外の大人達とのふれあひを行います。
4. 高齢者施設でのもちつき大会を行います。

高齢者と若い人達が触れ合うと認知症予防などに効果があると聞いているので、インターアクター達も、もちつき大会に参加してもらい、高齢者、ロータリアン、インターアクターが協力してもちをついて、学

- 生たちにも社会勉強をしてもらいたいと思います。
5. 街角イルミネーションを継続事業として行うように努力します。
この際、ロータリーのポリオ撲滅運動についての認識を向上する広報を行います。
 6. 八尾ローターアクトクラブの提唱に向けて努力します。
5年先、10年先の八尾ロータリークラブの若きエリート会員を育成する為に、是非実現させたい事業です。
 7. 青少年交換学生またはRYLA受講生を募集します。

国際奉仕委員会の事業として

1. 国際ロータリーが重きを置く6つの分野、つまり
 - ①平和と紛争予防/紛争解決
 - ②疾病予防と治療
 - ③水と衛生
 - ④母子の健康
 - ⑤基本的教育と識字率向上
 - ⑥経済と地域社会の発展この以上6点の内いずれかに関連を持つ奉仕事業を達成できるよう、調査・実行に努めます。
具体的には、日本が国交をもつ183カ国の内、最貧国に分類されるネパールにおいて、約1000人に寄与する水道設備の提供と、1棟の学校を建設し、多くの効果を発揮させます。
2. 台北東ロータリークラブに公式訪問を行い、友好と親睦を深めます。
3. サンタマリアロータリークラブに公式訪問を行い、かつて八尾ロータリークラブが建設したダムや、コンピューター学習室を見学し、お互いのクラブ同士のあるべき将来的な関係を探ります。
4. ロータリアン、家族、インターアクターが出席する節食例会を行い、会場で募金活動を行うと共に、節食例会で浮いた食費をロータリーのポリオ撲滅運動に全額募金します。

クラブ運営管理部門、SAA委員会の皆様には、

- より楽しく積極的に全会員に出席して頂ける運営に注力して頂きたく存じます。
卓話は楽しくて為になる、食事は美味しい、親睦行事も楽しくて盛り沢山、新入会員にも中堅会員にも勉強になる研修も企画する、等々の環境を作って頂きたいと思ひます。
この様な環境の下では出席率も向上し、この光景を広報すれば会員増強にもつながります。正に全てが好循環することが出来るのです。
これらの施策により、40歳以下の会員を含む5人以上の会員の増強を目指します。

最後に、その他の事業としては、

1. 会員のスキルを向上させる為、リーダーシップ・自己研鑽・専門能力開発プログラム等を年間3回以上継続して行って頂きたいと思ひます。
2. ロータリー学友の為の行事を開催し、ロータリーでネットワークを広げる機会を紹介します。
3. 地域社会と八尾ロータリークラブをつなぐ為、少なくとも月4回、ソーシャルメディアでクラブとその奉仕活動の情報を発信し、クラブ会員がいかにかに「世界を変える行動人」であるかを示します。
4. 定款細則の見直しと書換えを行います。

この1年、The Pursuit of True Service and Friendship「真実の奉仕と親睦を探求する」の方針によって、正しい奉仕活動を行い、楽しいクラブライフの提供に邁進してまいりますので、皆様のご指導、ご協力賜ります様、宜しくお願ひ申し上げます。

現況報告

幹事 吉田 法功

1. 名称 八尾ロータリークラブ
例会場 〒581-0006 八尾市清水町1丁目1番6号 八尾商工会議所会館 3階
TEL (072) 991-2129 URL www.yaorc.com
FAX (072) 924-0010 E-mail : info@yaorc.com
2. 事務所 同上 2階
3. 例会日 毎週水曜日 (12時30分～13時30分)
4. 地域 八尾市全域

ごあいさつ

幹事 吉田 法功

この度、幹事という大役を賜りましたことは非常に光栄で身の引き締まる思いでございます。八尾ロータリークラブが歩んできた歴史と、諸先輩方が積み重ねてきた伝統を重んじながらも、積極的に新しいことにも挑戦して参りたいと思ひます。

笠井実会長が掲げた The Pursuit of Service and Friendship 「真実の奉仕と親睦を探求する」のスローガンに基づき魅力あるクラブの実現を目指し、メンバー各位のロータリーライフの一助になりますよう切磋琢磨し努力してまいります。又、来年に控えた60周年に向けて、1年間頑張っていきたいと思ひます。最後になりますが、メンバー皆様方からのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

5. 会 員 (7月1日現在)

● 会員数 チャーターメンバー 21名 (発足時)
 総 数 60名

● 入退会者一覧

年度	年 月	入会	退会	期末会員数	退 会 理 由
1	1961.3～ 1962.6	30	3	27	転出3
2	1962.7～ 1963.6	6	3	30	業務多忙2 転出1
3	1963.7～ 1964.6	8	3	35	死亡2 職業分類喪失1
4	1964.7～ 1965.6	5	1	39	転出1
5	1965.7～ 1966.6	7	4	42	業務多忙2 転出2
6	1966.7～ 1967.6	2	5	39	転出3 職業分類喪失2
7	1967.7～ 1968.6	4	2	41	死亡1 病弱1
8	1968.7～ 1969.6	9	6	44	転出2 職業分類喪失2 死亡1 病弱1
9	1969.7～ 1970.6	9	3	50	転出2 死亡1
10	1970.7～ 1971.6	8	4	54	業務多忙2 転出1 病弱1
11	1971.7～ 1972.6	10	8	56	病弱2 死亡1 業務多忙2 転出2 職業分類喪失1
12	1972.7～ 1973.6	6	5	57	転出3 業務多忙1 病弱1
13	1973.7～ 1974.6	3	2	58	転出2 業務多忙1
14	1974.7～ 1975.6	5	3	60	転出1 業務多忙2
15	1975.7～ 1976.6	6	1	65	業務多忙1
16	1976.7～ 1977.6	5	5	65	業務多忙3 病弱1 死亡1
17	1977.7～ 1978.6	6	1	70	死亡1

18	1978.7～ 1979.6	3	4	69	病弱4
19	1979.7～ 1980.6	4	6	67	死亡2 業務多忙2 転出2
20	1980.7～ 1981.6	4	6	64	死亡1 一身上都合3 業務多忙1 転出1
21	1981.7～ 1982.6	12	5	71	死亡1 一身上都合2 転出2
22	1982.7～ 1983.6	6	2	74	死亡1 業務多忙1
23	1983.7～ 1984.6	5	6	73	死亡1 業務多忙2 転出2 病弱1
24	1984.7～ 1985.6	6	4	75	転出2 死亡1 業務多忙1
25	1985.7～ 1986.6	3	4	74	転出2 死亡2
26	1986.7～ 1987.6	6	5	75	転出1 一身上都合2 業務多忙1 病弱1
27	1987.7～ 1988.6	4	3 (5)	76 (74)	転出1 一身上都合(1) 病弱(1) 死亡1 業務多忙1
28	1988.7～ 1989.6	2	3 (1)	74 (73)	死亡2 一身上都合(1)
29	1989.7～ 1990.6	9	4 (1)	78 (77)	死亡2 転出2 業務多忙(1)
30	1990.7～ 1991.6	3	6 (3)	77 (74)	業務多忙5 病弱1
31	1991.7～ 1992.6	5	2	77	死亡1 転出1
32	1992.7～ 1993.6	5	3 (1)	80 (79)	業務多忙 ₍₁₎ 2 転出1
33	1993.7～ 1994.6	5	5 (2)	81 (79)	死亡2 転出1 業務多忙1 一身上都合1
34	1994.7～ 1995.6	7	5 (1)	81 (80)	死亡2 転出1 病弱1 一身上都合2
35	1995.7～ 1996.6	7	5 (1)	82 (81)	死亡2 病弱1 転出2 業務多忙(1)
36	1996.7～ 1997.6	6	3 (1)	84 (83)	業務多忙2 転出1 一身上都合1
37	1997.7～ 1998.6	7	3 (1)	87 (85)	業務多忙2 転出3
38	1998.7～ 1999.6	5	4 (2)	88 (86)	死亡1 一身上都合3

39	1999.7～ 2000.6	6	5 (3)	87 (84)	死亡2 病弱 ² ₍₂₎ 転出 ¹ ₍₁₎
40	2000.7～ 2001.6	5	3 (6)	86 (80)	転出1(1) 一身上都合2(3) 病弱(1) 業務多忙(1)
41	2001.7～ 2002.6	5	4	84 (81)	業務多忙(1) 転出(2) 病弱(1)
42	2002.7～ 2003.6	6	4	83	業務多忙(2) 死亡(1) 健康都合(1)
43	2003.7～ 2004.6	8	1	90	死亡(1)
44	2004.7～ 2005.6	2	6	86	死亡(1) 業務多忙(4) 健康都合(1)
45	2005.7～ 2006.6	2	5	83	業務多忙(3) 健康都合(2)
46	2006.7～ 2007.6	5	5	83	業務多忙(4) 健康都合(1)
47	2007.7～ 2008.6	2	4	81	業務多忙(1) 死亡(1) 健康都合(2)
48	2008.7～ 2009.6	6	5	82	業務多忙(5)
49	2009.7～ 2010.6	3	2	83	健康都合(2)
50	2010.7～ 2011.6	2	12	73	業務多忙(6) 健康都合(5) 死亡(1)
51	2011.7～ 2012.6	4	13	64	死亡2 転勤1 病気療養1(1) 業務多忙9(6)
52	2012.7～ 2013.6	2	6	60	死亡1 業務多忙5(2)
53	2013.7～ 2014.6	2	3	59	死亡1 業務多忙2(1)
54	2014.7～ 2015.6	1	7	53	死亡1 健康都合1(1) 病気療養1(1) 業務多忙4(2)
55	2015.7～ 2016.6	7	4	56	業務多忙(3) 健康都合(1)
56	2016.7～ 2017.6	4	6	54	死亡(1) 健康都合(1) 転出(1) 業務多忙(2) 転勤(1)
57	2017.7～ 2018.6	5	1	58	業務多忙(1)
58	2018.7～ 2019.6	4	2	60	業務多忙(2)

6. 歴代会長・幹事

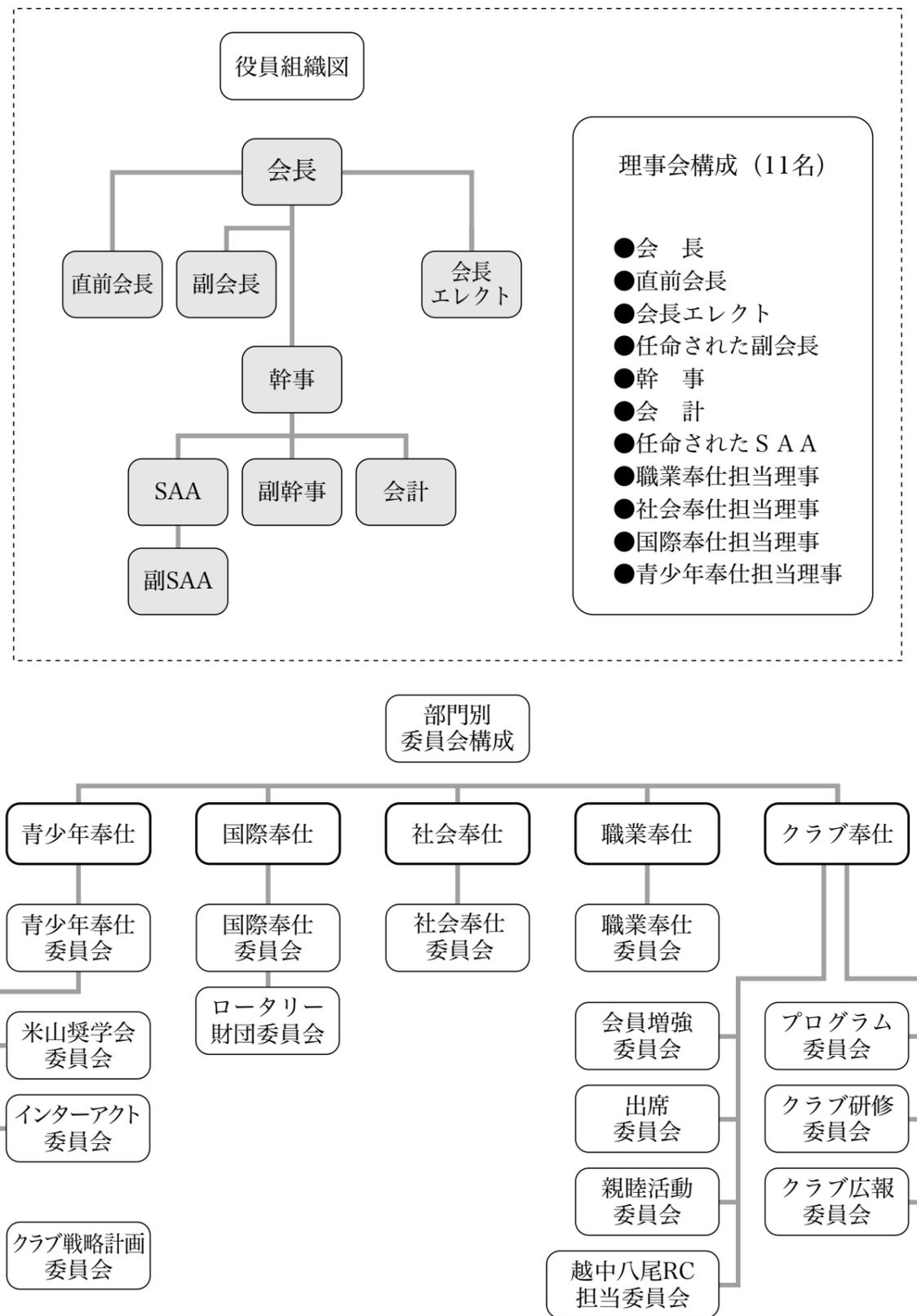
年 度	会 長	副 会 長	幹 事	副 幹 事
1960～61	田中誠三郎	片岡兼二	柴谷好則	
1961～62	田中誠三郎	片岡兼二	柴谷好則	
1962～63	杉本萬五郎	中村忠夫・影山光二	仲谷常次	大東英一
1963～64	中村忠夫	青木豊隆	長谷川善吾	戸田孝
1964～65	今川三郎	古藤敏夫	平野大太郎	戸田孝
1965～66	平野大太郎	西本幸生	戸田孝	片岡信雄
1966～67	青木豊隆	田中彰	戸田孝	杉本一三
1967～68	安田光憲	山階忠四郎	杉本一三	中野通雄
1968～69	永井武	戸田孝	杉本一三	片岡信雄
1969～70	長谷川善吾	杉山英治郎	片岡信雄	柏原俊夫
1970～71	戸田孝	杉本一三	山畑雅裕	谷村安脩
1971～72	渡辺奇敏	山口秀高	前田東	谷村安脩
1972～73	山口秀高	高井保雄	増田鼎	堀井繁寛
1973～74	高井保雄	天野昌利	堀井繁寛	佐野匡史
1974～75	天野昌利	杉本一三	柏原俊夫	佐野匡史
1975～76	田中彰	増田鼎	古川利行	当座幸男
1976～77	杉山英治郎	山畑雅裕	佐野匡史	柏原俊夫
1977～78	古藤敏夫	中西喜三郎	田中光雄	山田真吾
1978～79	杉本一三	田中純吉	永井敬二	神崎繁
1979～80	増田鼎	古川利行	吉川鹿雄	平松秀一
1980～81	藤本直	谷村安脩	当座幸男	板倉與兵衛
1981～82	辻合喜代太郎	柏原俊夫	平松秀一	坂上節哉
1982～83	山畑雅裕	佐野匡史	吉田八郎	安原源一・小川寛
1983～84	三木利雄	安原源一	坂上節哉	三岡嘉治
1984～85	田中純吉	古村桂	松本新太郎	森川勝
1985～86	吉川鹿雄	片岡信雄	板倉與兵衛	高木優一
1986～87	谷村安脩	植野重雄	木村義一	新居恒男
1987～88	柏原俊夫	平松秀一	橋本雄司	加藤安
1988～89	安原源一	吉田八郎	渡辺梓	坂本憲治
1989～90	古村桂	坂上節哉	山口幸雄	田中昌之
1990～91	佐野清	岩田良三	小川寛	中西啓詞

年度	会長	副会長	幹事	副幹事
1991～92	植野重雄	板倉與兵衛・吉川秀次郎	森川勝	池尻誠
1992～93	仲谷常次	松本新太郎・柴田英一	大槻美佐夫	永井忠
1993～94	平松秀一	三岡嘉治・小倉九蔵	田中昌之	今川憲治
1994～95	吉田八郎	木村義一・那須郷磨	高木優一	中川將
1995～96	坂上節哉	力石恒夫・吉成敏行	居相英機	後藤孝吉
1996～97	松本新太郎	森川勝・山口幸雄	加藤隆	原田正義
1997～98	板倉與兵衛	高木優一・今井博	中島孝夫	正野憲
1998～99	木村義一	橋本雄司・渡辺祥	中西啓詞	山田隆章
1999～2000	高木優一	小川寛・大槻美佐夫	坂本憲治	高橋一郎
2000～01	森川勝	田中昌之・居相英機	池尻誠	小山悦治
2001～02	山口幸雄	加藤隆・正田常雄	今川憲治	井川孝三
2002～03	橋本雄司	中西啓詞・中谷武男	中川將	小林成禎
2003～04	大槻美佐夫	後藤孝吉・池尻誠	奥田勝啓	尾山浩司
2004～05	中島孝夫	今川憲治・原田正義	下城圓	今西敦之
2005～06	居相英機	坂本憲治・高井榮彌	村本順三	久尾潤一郎
2006～07	後藤孝吉	奥田勝啓・吉田義行	高橋一郎	川田隆
2007～08	池尻誠	田中義明・鈴木脩弘	正野憲	吉本憲司
2008～09	今川憲治	小山悦治	井川孝三	野田重夫
2009～10	坂本憲治	村本順三	山本昌市	谷口俊文
2010～11	中西啓詞	中川廣次	山本勝彦	長竹浩
2011～12	小山悦治	菅野茂人	植健次	吉田法功
2012～13	井川孝三	山本昌市	田中康正	松村康司
2013～14	高井榮彌	山本勝彦・井川孝三	川田隆	水野雅由
2014～15	中川將	濱岡千寿郎	吉本憲司	稲田賢二
2015～16	村本順三	笠井実	飯田寛光	小谷逸朗
2016～17	山本昌市	田中康正	山陰恭志	中西広美
2017～18	菅野茂人	宇野泰正	長竹浩	幡田賀紀
2018～19	山本勝彦	稲田賢二・柏木武生宜	澁谷登志和	福田隆教
2019～20	笠井実	小谷逸朗	吉田法功	相馬康人

7. 会員年齢構成 平均 61.36歳 最低 36歳 最高 93歳

30代	1名	50代	28名	70代	11名	90代	1名
40代	4名	60代	14名	80代	5名		

8. 組織表



役員		理事
会長	笠井 実	笠井 実
直前会長	山本 勝彦	山本 勝彦
会長エレクト	飯田 寛光	飯田 寛光
副会長	小谷 逸朗	小谷 逸朗
幹事	吉田 法功	吉田 法功
会計	濱岡 千寿郎	濱岡 千寿郎
S . A . A	稲田 賢二	稲田 賢二
補佐		西村 衛
副幹事	相馬 康人	川田 隆
副 S . A . A	佐野 清	児林 秀一
	中川 將	田中 康正
	大槻 恭介	
	北野 和男	
	友田 昭	
	曾家 清弘	
	鼓呂雲 健造	
	平尾 貴英	

9. 2019~2020年度 理事・役員・委員会構成表

	役員	副	理事・役員会構成
会長	笠井		笠井・山本(勝)・飯田・小谷 吉田・濱岡・稲田・西村 川田・児林・田中
直前会長	山本(勝)		
会長エレクト	飯田		
副会長	小谷		
幹事	吉田	相馬	
会計	濱岡		
S A A	稲田	佐野・中川(將)・大槻・北野・友田・曾家・鼓呂雲・平尾	

委員会・担当理事	小委員会	委員長	副委員長	委員
クラブ 管理運営 委員会 小谷	会員増強委員会	中川(廣)	小林	松井・児林・平尾
	出席委員会	大槻	大熊	坂本・福田・平尾
	親睦活動委員会	山本(勝)	澁谷	長竹・宮川・中西(広) 大橋・川村・竹中・竹原 倉内・鍋島・三木
	プログラム委員会	長竹	鼓呂雲	松本
	クラブ研修委員会	野村	富田	山口・菅野・長竹
	クラブ広報委員会	新宮	吉本	福田・相馬・竹中
	越中八尾RC担当委員会	澁谷	濱岡	宮川・児林
職業奉仕委員会	西村		中西(広)	寺坂・池尻・村本 井川・大橋
社会奉仕委員会	川田		柏木	中島・高井・奥谷 川村・佐々木
国際奉仕委員会	児林		曾家	小山・山本(昌)・濱岡 松井・北野・竹中
	ロータリー財団委員会	北野	藤田	居相・井川・宇野
青少年奉仕委員会	田中		宮川	西・藤田・山本(隆)・友田
	米山奨学会委員会	松井	山陰	山本(義)
	インターアクト委員会	曾家	児林	大槻・竹原
クラブ戦略計画委員会	居相		井川	戸田・松本・佐野 中西(啓)・山本(勝)・笠井 飯田・小谷・吉田

* 地区関係 R I D2660
 諮問委員会 戸田・松本
 インターアクト委員会 大槻
 R Y L A委員会 友田
 ロータリー財団委員会 相馬
 職業奉仕委員会 小谷
 ローターアクト委員会 児林

八尾ロータリークラブ職業分類

2019年6月末現在

実業の部	大分類	中分類	
実業の部	1 資源及びその関係	1 農業・園芸	
		2 漁業・水産業	
		3 石炭業・鉱油工業	
	2 エネルギー関係	1 航空宇宙産業	
		3 建築関係	1 建設業・請負業 2 工事業・設備業
	4 製造業及び配布業	1 金属加工業	11 化学工業
		2 船舶・航海用具	12 ゴム工業
		3 金物	13 食品工業
		4 計量・測定・分析機器	14 データ処理機器
		5 電気・電子工業	15 綿工業
6 自動車工業		16 家具・備品・家庭用品	
7 機械・装置		17 販売促進材料	
8 紙工業		18 学校教材	
9 ガラス工業			
10 プラスチック工業			
5 流通	1 貿易		
6 業務	1 印刷・出版	6 通信事業	
	2 警備	7 飲食	
	3 金融・保険	8 サービス業	
	4 不動産	9 葬儀	
	5 倉庫	10 小売業	
7 開発			
専門職業の部	1 法律	6 学校教育	
	2 経済	7 宗教	
	3 医療施設	8 団体	
	4 医師		
	5 薬学		

八尾ロータリークラブ職業分類表

実業の部

〔1. 資源及びその関係〕

中分類	小分類	正会員	
1 農業・園芸	1 園芸	稲田賢二	
	2 造園		
	3 造園業		
2 漁業・水産業	1 漁業用ロープ		
3 石炭業・鉱油工業	1 石炭販売		
	2 石油販売		

〔2. エネルギー関係〕

1 航空宇宙産業	1 航空	鼓呂雲健造	
----------	------	-------	--

〔3. 建築関係〕

1 建設業・請負業	1 建築	竹原信二 山本昌市 中川廣次 西村衛 澁谷登志和 菅野茂人 中西広美 川村健司	新宮一誓
	2 建築設計		
	3 総合建設		
	4 塗装業		
	5 設計監理		
	6 建築コンサルタント		
	7 建築請負		
	8 建築資材リース		
	9 建築内装業		
2 工事業・設備業	1 ガス設備	柏木武生宜 飯田寛光 山本勝彦 吉田法功 濱岡千寿郎	
	2 空調設備		
	3 通信・信号工事		
	4 電気設備・消防設備		
	5 めっき		

〔4. 製造業及び配布業〕

1 金属加工業	1 金属製品製造	富田宏	平尾貴英
	2 プレス加工		
	3 綿材加工		
	4 コンベア部品製造		
2 船舶・航海用具	1 船舶用品製造		
3 金物	1 建築金物製造		

中分類	小分類	正会員	
4 計量・測定・分析機器	1 計量器製造		
5 電気・電子工業	1 電気器具製造 2 電子部品製造		
6 自動車工業	1 自動車販売	山本隆一	
7 機械・装置	1 工業用炉 2 工作機械部品製造 3 製本機械 4 コンベアー	山本義治 寺坂哲之 村本順三	
8 紙工業	1 紙管製造 2 紙器製造 3 紙加工	井川孝三	
9 ガラス工業	1 瓶製造 2 ガラス繊維加工 3 魔法瓶製造		
10 プラスチック工業	1 プラスチック製品製造 2 プラスチック製品販売	笠井実	鍋島圭太
11 化学工業	1 化学薬品製造 2 界面活性剤製造 3 石鹼製造 4 無機工業薬品製造	松本新太郎 居相英機	
12 ゴム工業	1 工業用ゴム製造 2 工業精密部品製造・販売		
13 食品工業	1 飴菓子製造 2 洋菓子製造 3 和菓子製造 4 パン製造 5 穀物販売 6 米菓製造 7 乳製品製造 8 油脂製品製造 9 食品卸・ギフト	中島孝夫 池尻誠 中西啓詞	
14 データ処理機器	1 コンピューター関係サプライ		
15 綿工業	1 撚糸製造 2 繊維加工業		

中分類	小分類	正会員	
16 家具・備品・家庭用品	1 歯刷子製造 2 歯刷子販売 3 仏壇製造 4 仏壇販売 5 ファスナー製造 6 結納品 7 呉服販売	佐野清 長竹浩 中川將	
17 販売促進材料	1 POPの加工及び販売		
18 学校教材		宇野泰正	
〔5. 流通〕			
1 貿易商	1 外国貿易		
〔6. 業務〕			
1 印刷・出版	1 印刷 2 オフセット印刷 3 シール裁断	吉本憲司	
2 警備	1 警備業	坂本憲治	
3 金融・保険	1 銀行 2 保険 3 証券	川田隆 小谷逸朗	三木由貴男
4 不動産	1 ビル経営 2 土地賃貸 3 不動産管理 4 不動産コンサルタント 5 不動産販売	戸田孝 山口智士 松井良介 西秀樹	北野和男 曾家清弘
5 倉庫	1 運輸倉庫	高井榮彌 大槻恭介	田中康正
6 通信事業	1 電話事業		
7 飲食	1 レストラン 2 給食 3 料亭 4 居酒屋	小山悦治 小林成禎 竹中浩人	
8 サービス業	1 洗車業 2 旅行斡旋業 3 音楽事務所		

10. 2019~2020年度 会計予算

中分類	小分類	正会員	
	4 貸切バス	山陰 恭志	
	5 人材派遣	宮川 清	
	6 環境衛生商品レンタル	福田 隆教	
9 葬儀	1 葬儀業	藤田 隆司	
10 小売業	1 眼鏡販売	大熊 勉	
	2 百貨店		

〔7. 開発〕

専門職業の部

1 法律	1 弁護士	野村 俊隆	
	2 司法書士		
	3 行政書士		
	4 社会保険労務士		
2 経済	1 税理士	倉内 雅寛	
	3 医療施設	佐々木 洋	
	2 私立病院		
4 医師	1 内科医		
	2 外科医		
	3 小児科医		
	4 産婦人科医		
	5 耳鼻咽喉科医		
	6 歯科医		
	7 口腔外科医		
	8 矯正歯科医		
	9 物療科士		
5 薬学	1 薬剤師	奥谷 英一	大橋 裕之
	2 医薬品製造		
	3 医薬品販売		
6 学校教育	1 大学		
	2 高等学校		
	3 幼稚園		
7 宗教	1 仏教	友田 昭	
	2 神道		
8 団体	1 社会福祉	児林 秀一	相馬 康人
	2 政経文化研究所		

1. 委員会・管理部門

	収入の部	
	前年度	本年度
繰越金	1,892,836	665,888
会費	274,000×63 17,262,000	274,000×68 18,632,000
入会金	100,000×5 500,000	100,000×6 600,000
ピジター徴収金	2,500×20 50,000	3,000×20 60,000
雑収入	20,000	20,000
利息	2,500	2,500
特別会費	0	12,220×68 830,960
合計	19,727,336	20,811,348

2. 奉仕部門

	収入の部	
	前年度	本年度
繰越金	6,601,332	7,618,868
収入	3,600,000	4,500,000
利息	100	
合計	10,201,432	12,118,868

3. その他の収入

	前年度	本年度
繰越金	1,169,679	1,779,690
60周年積立金	610,000	680,000
利息	11	12
合計	1,779,690	2,459,702

部門	委員会名		前年度	本年度
	委員会	クラブ	会員増強	100,000
	管理運営	出席	100,000	100,000
		親睦	1,600,000	1,700,000
		プログラム	1,000,000	1,000,000
		クラブ研修	300,000	300,000
		クラブ広報	1,600,000	1,600,000
		越中八尾RC担当		30,000
	S	A A	700,000	700,000
	予備費		50,000	50,000
	小計①		5,450,000	5,580,000

部門	項目	前年度	本年度
管理	会食費	4,600,000	6,187,456
	会場費	1,040,000	900,000
	貸借費	1,400,000	1,400,000
	給与	2,600,000	2,600,000
	退職積立金	0	0
	福利厚生費	450,000	450,000
	旅費	30,000	30,000
	備品費	30,000	30,000
	消耗品費	700,000	800,000
	図書費	10,000	10,000
	通信費	400,000	350,000
	印刷費	400,000	400,000
	慶弔費	450,000	450,000
	諸謝費	360,000	360,000
	研修費	150,000	150,000
	光熱費	100,000	100,000
	諸会議費	100,000	100,000
	雑費	50,000	50,000
	予備費	1,407,336	863,892
	特別会費	0	
小計②		14,277,336	15,221,348
合計(①+②)		19,727,336	20,811,348

		前年度	本年度
委員会名	社会奉仕	1,700,000	950,000
	職業奉仕	600,000	100,000
国際奉仕	ロータリー財団	1,500,000	1,300,000
		50,000	0
		900,000	1,350,000
青少年奉仕	米山奨学	50,000	0
	インターアクト	750,000	800,000
予備費		4,651,432	7,618,868
合計		10,201,432	12,118,868

11. 2019～2020年度 行事予定表

月	日	クラブ行事
7	3	例会・理事会 大阪柏原・八尾東・八尾中央RC会長・幹事より表敬訪問
	5	八尾東RCへ表敬訪問 合同地区委員会(大阪YMCA会館)
	9	大阪柏原RCへ表敬訪問 八尾中央RCへ表敬訪問
	10	例会・初親睦会 大阪フレンドRC会長・幹事より表敬訪問
	17	例会
	27	クラブ国際奉仕・社会奉仕合同委員長会議(大阪社会福祉指導センター)
	24	例会
31	例会・大阪フレンドRCへ表敬訪問	
8	2～6	会員増強・新クラブ結成推進月間 インターアクト海外研修(タイ・バンコク)
	7	例会・理事会
	9	リーダー研
	14	例会休会
	19～20	「自然の中で」(国立曽爾青少年自然の家)
	21	例会
	24	クラブ職業奉仕委員長会議(大阪科学技術センター)
	28	例会
31	クラブ青少年奉仕合同委員長会議(大阪YMCA会館)	
9	4	基本的教育と識字率向上月間/ロータリーの友月間 例会・理事会
	11	例会
	14	金光八尾高校 文化祭
	14	地区ロータリー財団セミナー(大阪YMCA会館)
	18	例会
	21	クラブ米山奨学委員長カウンセラー研修会(サニーストンホテル)
25	例会 クラブ協議会(ガバナー補佐)	
10	2	経済と地域社会の発展月間/米山月間 例会・理事会
	9	例会 ガバナー公式訪問
	12	地区公共イメージ向上セミナー(大阪YMCA会館)
	16	例会
	23	例会
30	例会	
11	2～4	ロータリー財団月間 秋のRYLAセミナー(ホスト：大阪南RC)サントリー箕面研修センター
	6	例会・理事会
	10	インターアクト年次大会(四天王寺高等学校・中学校)
	13	例会
	27	例会

12	4	疾病予防と治療月間 例会・理事会
	11	例会
	13	地区大会・RI会長代理歓迎晩餐会(リーガロイヤルホテル)
	14	地区大会・本会議(大阪国際会議場)
	18	例会
25	例会休会	
1	1	職業奉仕月間 例会休会
	8	例会・理事会 移動例会(シェラトン都ホテル)
	15	例会
	22	例会
	29	例会
2	5	平和と紛争予防/紛争解決月間 例会・理事会
	12	例会
	15	地区チーム研修セミナー(追手門大学茨木キャンパス)
	19	例会
	26	例会
	28	金光八尾高校 卒業式
29	地区ロータリー財団補助金管理セミナー(追手門学院大手前ホール)	
3	4	水と衛生月間 例会・理事会
	7	PETS(会長エレクト研修セミナー)(立命館大学茨木キャンパス)
	11	例会
	18	例会
25	例会	
4	1	母子の健康月間 例会・理事会
	6	金光八尾高校 入学式
	8	例会
	15	例会
	18	地区研修・協議会(ホスト：茨木RC)(追手門大学茨木キャンパス)
	22	例会 クラブ協議会(ガバナー補佐)
29	例会休会	
5	2～4	青少年奉仕月間 春のRYLAセミナー(ホスト：大阪城南RC)大阪府立青少年海洋センター
	6	例会休会
	13	例会・理事会
	17	ローターアクト年次大会
	20	例会
30	金光八尾高校 クリーンハイク 例会 IMロータリーデー：太閤園(ホスト：大阪ネクストRC)	
6	3	ロータリー親睦活動月間 例会・新旧合同理事会
	6～10	国際大会(アメリカ・ホノルル)
	10	例会・新旧合同クラブ協議会
	17	例会
	24	例会(最終例会)

S. A. A

S A A 稲 田 賢 二
副SAA 佐 野 清
副SAA 中 川 將
副SAA 大 槻 恭 介
副SAA 北 野 和 男
副SAA 友 田 昭
副SAA 曾 家 清 弘
副SAA 鼓 呂 雲 健 造
副SAA 平 尾 貴 英

1. 基 本 方 針

本年度会長のテーマである「真実の奉仕と親睦を探究する」に基づき、奉仕活動の源となるニコニコ箱へのご理解とより一層のご協力をお願いしたいと思います。また、会員相互の友好をさらに深めていただけるよう、楽しく雰囲気の良い明るい例会づくりを目指し、会場運営を行ってまいります。

2. 活 動 計 画

- (1) 例会場の設営
月1回の座席指定
- (2) 食事の手配
出欠の確認をし、食事の無駄をなくします。
- (3) 年次表彰及びお誕生日、節目のお祝い
- (4) 青少年奉仕委員会と協力し、ナイト例会を開催する

クラブ管理運営委員会

委員長 小 谷 逸 朗
委 員 中 川 廣 次
// 大 槻 恭 介
// 山 本 勝 彦
// 長 竹 浩
// 野 村 俊 隆
// 新 宮 一 誓
// 澁 谷 登 志 和

1. 基 本 方 針

今年度の八尾ロータリークラブの会長方針は

The Pursuit of True Service and Friendship

「真実の奉仕と親睦を探究する」であります。

八尾ロータリークラブの会員一人一人がロータリアンとしての誇りを持ち、ロータリーの究極の目標である奉仕と親睦を実現できるよう活動します。

各委員会の事業を通じ、会員一人一人が参加意識をもちクラブとしての一体感の醸成に努めます。

2. 活 動 計 画

- (1) 委員会の事業に各委員が積極的に取り組み、全員参加で臨みます。
- (2) 計画の完遂を目指し、結果として会長方針の実現のため努力します。

会員増強委員会

委員長 中川 廣次
副委員長 小林 成禎
委員 松井 良介
// 児林 秀一
// 平尾 貴英

1. 基本方針

昨年度の広報委員会の活動により、我々が八尾ロータリークラブの知名度は少しずつ上がって来ております。

そしてこの知名度上昇の気運に乗じて、クラブ発展の礎となる会員増強を八尾ロータリークラブ挙げて推進します。

2. 活動計画

- (1) 会員の増員については純増5名を目指します（うち1名は40歳以下）。
- (2) 会員の退会を防ぐ為、各委員会と連携を図り楽しい魅力あるクラブを目指し退会者ゼロを目指します。

出席委員会

委員長 大槻 恭介
副委員長 大熊 勉
委員 坂本 憲治
// 福田 隆教
// 平尾 貴英

1. 基本方針

例会出席は会員の義務であり、また権利でもあります。例会出席によって会員同士の親睦が得られ、奉仕の輪が広がります。

「例会を楽しく」を目標にSAA委員会・プログラム委員会と連携し出席率の向上に取り組みます。

2. 活動計画

- (1) 出席率100%例会日を設定し出席率向上を目指します。
- (2) 例会での出席報告を行います。
- (3) 例会に出席できない場合、メイクアップを行うよう奨励します。
- (4) ホームクラブ100%出席会員にはクラブより記念品を贈呈します。

親睦活動委員会

委員長 山本 勝彦
副委員長 澁谷 登志和
委員 長竹 浩
// 宮川 清
// 中西 広美
// 大橋 裕之
// 川村 健司
// 竹中 浩人
// 竹原 信二
// 倉内 雅寛
// 鍋島 圭太
// 三木 由貴男

1. 基本方針

今年度の基本方針としては、会員全ての方が参加しやすい企画を作ることを目的とし、ロータリークラブの基本である「親睦と友情」を育む事業を行います。特に新入会員とベテラン会員の交流を深めることにより、それぞれの人生経験における多種多様な違いを勉強し、各会員のこれからの人生に役立てて頂きます。

また、ロータリークラブならではの異業種交流により、各会員企業のより一層の繁栄に役立つ事業を展開します。友情を深める為には、親睦を深める事から始めなければなりません。会員の皆様からのお声もお聞きし、皆様方の為の事業を行いますので、ご協力の程お願い申し上げます。

2. 活動計画

- (1) 新年度の初親睦会として、7月10日(水)の例会終了後に和泉市の美術館見学と懇親会を開催いたします。
- (2) 秋の紅葉の時期に、日帰りの親睦会を開催いたします。
- (3) 年末の12月11日(水)に、忘年家族会を開催いたします。場所はコンラッドホテルを考えております。
- (4) 春先に一泊二日の予定で、春の親睦旅行を企画します。
- (5) その他、他の各委員会と協力して親睦活動を行います。
- (6) 委員会を随時開催して、皆様の為になる企画を作ります。

プログラム委員会

委員長 長竹 浩
副委員長 鼓呂雲 健造
委員 松本 新太郎

1. 基本方針

ロータリー活動の中で根幹となるのが例会です。そして例会の要である卓話を意義あるものにすることは会員の維持・増強に繋がります。

会員の知識を深め教養を高める一助となるようなテーマを選び、各分野から講師を招聘します。また、ロータリー活動の指針や参考になるような卓話も計画して、有益かつ魅力あるプログラムを目指します。

2. 活動計画

- (1) 外部講師をお招きし、卓話の充実を図ります。
- (2) 会員にも卓話する機会を設け、相互研鑽の場とします。
- (3) ロータリー特別月間においては、各テーマの担当委員会に卓話をお願いします。
- (4) 新入会員による『私を語る』を実施します。

クラブ研修委員会

委員長 野村俊隆
副委員長 富田宏
委員 山口智士
// 菅野茂人
// 長竹浩

1. 基本方針

本年度会長方針 The Pursuit of True Service and Friendship
「真実の奉仕と親睦を探求する」
の実現の一助となるよう、「ロータリーを知り、ロータリアンを知る」活動を行ってまいりたいと思います。

ロータリーの知識を得ること、また、個々のロータリアンと親睦を深めることにより、八尾ロータリークラブへの愛着と帰属意識を高めて頂きたいと思いません。

2. 活動計画

- (1) 研修会を年2回開催
- (2) 研修会後の懇親会を開催
- (3) 研修委員会メンバーとその他のメンバーとの会合を不定期に開催

クラブ広報委員会

委員長 新宮一誓
副委員長 吉本憲司
委員 福田隆教
// 相馬康人
// 竹中浩人

1. 基本方針

今年度会長方針 The Pursuit of True Service and Friendship 「真実の奉仕と親睦を探求する」に基づき、広報活動を通じ八尾ロータリークラブの出席率向上・会員増強の為の様々な環境整備を行う。また、当クラブの外部への認知度向上及び内部への情報提供へ向けた活動を、他の委員会と連携を図りながら推進する。

2. 活動計画

- (1) 「クラブPR動画」などの業務の継承を受けつつ、新しい広報活動を模索する。
- (2) 各委員会活動（特に対外的活動）のPR。
- (3) MyRotaryの普及活動。
- (4) ロータリークラブ・セントラルの活用。
- (5) 屋外看板または駅貼りポスター等を通じて、ロータリークラブの広報を行う。
- (6) 地域社会と八尾ロータリークラブをつなぐ為、少なくとも月4回ソーシャルメディアでクラブの奉仕活動の情報を発信し、クラブ会員がいか「世界を変える行動人」であるかを示す。

越中八尾RC担当委員会

委員長 澁谷 登志和
副委員長 濱岡 千寿郎
委員 児林 秀一
// 宮川 清

1. 基本方針

本年度、当委員会は会長テーマ The Pursuit of True Service and Friendship 「真実の奉仕と親睦を探究する」を念頭に、友好クラブの越中八尾RCとの親睦をより一層深め、共に発展して行くよう頑張ってお参ります。

2. 活動計画

- (1) 八尾ロータリークラブへの訪問に対する受け入れ
- (2) 新春互例会への参加
- (3) 5月の越中八尾ロータリークラブ訪問

職業奉仕委員会

委員長 西村 衛
副委員長 中西 広美
委員 寺坂 哲之
// 池尻 誠
// 村本 順三
// 井川 孝三
// 大橋 裕之

1. 基本方針

ロータリークラブの活動の根幹である職業奉仕活動を通じ、会員に「真実の奉仕」を理解してもらいます。

また、委員会メンバーも勉強会等で職業奉仕のあるべき姿について、学んでまいります。

2. 活動計画

- (1) 勉強会として、異業種交流の企業訪問を企画します。
- (2) クラブ研修委員会やプログラム委員会と協力し、リーダーシップ・自己研鑽・専門能力開発プログラム等、会員のスキル向上となる卓話などの行事を年間3回以上継続して行います。

社会奉仕委員会

委員長 川田 隆
副委員長 柏木 武生宜
委員 中島 孝夫
// 高井 榮彌
// 奥谷 英一
// 佐々木 洋
// 川村 健司

1. 基本方針

本年度RIテーマ「ロータリーは世界をつなぐ」に鑑み、地域社会の「つながり」を主眼においた社会奉仕事業を展開します。

2. 活動計画

- (1) 地域の里親・里子の「つながり」とメンタルを支援するプロジェクト
2020年6月に東大阪市・八尾市の里親・里子約70名を一泊二日の行程で和歌山県白浜のアミューズメント施設にお招きし、RACメンバー、クラブメンバーと過ごしていただきます。里子たちに日常にはない時間・里親以外の青年、大人たちとの交流を経験していただくとともに、里親たちにひと時の解放感と情報交換の機会を提供します。
- (2) 高齢者施設にインターアクターを招いて共に餅つきを行うプロジェクト
2019年12月に高齢者施設にインターアクターを招いて餅つきを行い、高齢者と青少年の交流を図ります。この「つながり」により、高齢者には認知症予防の効果が期待でき、青少年には高齢者をより身近に感じることで高齢化社会に向けた意識向上を図っていただきます。
- (3) ポリオ根絶運動啓発とイルミネーションのプロジェクト
2019年末から数か月間、八尾市の本町二丁目公園においてポリオ根絶運動を啓蒙する広告を掲示し、重ねてイルミネーションを設置点灯、地域住民が集う場所を明るく照らす事業です。RIの最優先事業と地域を「つなぎ」、かつ街の景観、防犯に寄与することを目的とします。この事業はクラブ広報委員会との共同事業で、八尾市との協議により内容の変更が想定されます。

国際奉仕委員会

委員長 児林 秀一
副委員長 曾家 清弘
委員 小山 悦治
// 山本 昌市
// 濱岡 千寿郎
// 松井 良介
// 北野 和男
// 竹中 浩人

1. 基本方針

今年度のクラブテーマ「真実の奉仕と親睦を探究する」・RIテーマ「ロータリーは世界をつなぐ」をふまえ、途上国の発展に寄与すべく、RIの重点6項目の奉仕活動を推し進めます。

また、国内外の姉妹友好クラブとも交流を図り、過去・現在の奉仕事業を検証し今後の方向性の糧にします。

2. 活動計画

- (1) ネパールの多くの問題を抱える子供達のために活動します。学校建設及び飲料水のパイプライン確保のプログラムを行ってまいります。
- (2) 台北東ロータリークラブに公式訪問を行います。
- (3) サンタマリアロータリークラブ（フィリピン）に公式訪問を行い、過去に行った実績について検証し今後の方向性を模索します。
- (4) ポリオ根絶に対して募金を行います。

ロータリー財団委員会

委員長 北野和男
副委員長 藤田隆司
委員 居相英機
// 井川孝三
// 宇野泰正

1. 基本方針

会員の皆様にロータリー財団の活動に関する内容の理解を深めてもらう。

2. 活動計画

- (1) ロータリー財団の歴史を学び、また、会員に財団への寄付の重要性を理解してもらい、積極的に基金への寄付に参加してもらう。
- (2) 年次基金としての目標、会員1人当たり\$150以上の寄付。
- (3) ポリオプラス基金として、会員1人当たり\$50以上の寄付。
- (4) クラブから、ベネファクターを1名。

青少年奉仕委員会

委員長 田中康正
副委員長 宮川清
委員 西秀樹
// 藤田隆司
// 山本隆一
// 友田昭

1. 基本方針

本年度クラブテーマ「真実の奉仕と親睦を探求する」に基づき、青少年奉仕委員会・インターアクト委員会・米山委員会が連携しあい、奉仕を通じてクラブが活性化するように努めてまいります。

昨今、社会環境が大きく変容し、それに伴って、子どもを取り巻く教育環境・子育て環境も大きく変化しています。いじめや友だちとの人間関係、学校への不応適等により、不登校に陥っている児童・生徒が全国で14万人以上にも達する勢いで増え続けています。

一方、家庭の教育力低下も大きな社会問題になっており、保護者の価値観の多様化や子どもへの愛情不足等により、非行に走ったり、心に傷を負って毎日生活している子どもたちも多数見受けられます。

これらの現状に重点を置き改善の方向に努力・活動してまいります。

2. 活動計画

- (1) 金光八尾高校のインターアクトクラブの活動への参加・支援。
- (2) 曾爾高原での野外活動参加・支援（8月19日、20日）。
- (3) 八尾市教育委員会の事業への参加・協力（リーダー研）。
- (4) 地区主催の青少年事業への参加・協力。
- (5) 子ども食堂への参加・支援。
- (6) 不登校生対策として特定非営利活動法人「輝」への協力・支援。
- (7) ローターアクトクラブ設立への協力（実行委員会設立）。
- (8) RYLA受講生を募る。

米山奨学会委員会

委員長 松井良介
副委員長 山陰恭志
委員 山本義治

1. 基本方針

今年度、米山奨学会委員会委員長を仰せつかり、会長のクラブテーマであります「真実の奉仕と親睦を探究する」を基本理念に、米山記念奨学事業を今一度考える一年にしたいと考えております。

真実の奉仕については、奉仕を必要としている者に、必要な分を与える事が基本でしょうし、必要としている者はその奉仕によって自身の人生に多大な恩恵を受け感謝し、我々の組織に今後寄り添い親睦を深めていくことが、当然のことと言えます。

その様に進展していくような運営をするための土台作りをしたいと考えております。

2. 活動計画

まず、今年度役員メンバーと今の米山記念奨学事業の在り方について討論する場を設けます。

そして、その中で出てきた内容について、クラブ会員にアンケートを実施します。

その結果得られた会員からの回答を提案書として取りまとめ、地区に提出して、地区を巻き込んだ議論を行いたいと考えています。

インターアクト委員会

委員長 曾家清弘
副委員長 児林秀一
委員 大槻恭介
// 竹原信二

1. 基本方針

本年度インターアクト委員会として、青少年の活動・奉仕等に支援を行い地域社会に貢献出来るよう協力するとともに良きリーダーを育て、より深い連携を図り、奉仕活動が効果的に出来るように取組んで参ります。

また、インターアクトクラブ例会にも積極的に参加し、インターアクターとの信頼関係を強固に築くよう努めます。

2. 活動計画

- (1) 海外研修の事前調査への参加（台北）。
- (2) 8月海外研修への参加（タイ、8月2日～6日）。
- (3) 地区年次大会への参加（四天王寺学園、11月10日）。
- (4) 地区新入生歓迎会への参加。
- (5) 金光八尾高校文化祭への協力参加。
- (6) 金光八尾高校卒業式、入学式への参加。
- (7) 金光八尾高校インターアクトクラブの卓話に参加。
- (8) ローターアクトクラブのPR。

クラブ戦略計画委員会

名誉委員	パストガバナー	戸田	孝
委員長	元会長	居相	英機
副委員長	元会長	井川	孝三
常任委員	パストガバナー	松本	新太郎
	元会長	佐野	清
	元会長	中西	啓詞
役職委員	直前会長	山本	勝彦
	会長	笠井	実
	次年度会長	飯田	寛光
会員増強担当	副会長	小谷	逸朗
クラブ研修担当	幹事	吉田	法功

1. 基本方針

中長期のクラブ運営の方向性を継続的に考える諮問機関委員会として、単年度では解決が困難な課題を複数年度に亘り、取り組んでいきます。例えば、会員減少・高齢化・会員研修・財政問題・奉仕活動の在り方などが対象となります。ただし、クラブの最高決定機関はあくまで理事会であり、当委員会は諮問機関であることを忘れてはなりません。

また、複数年度にわたるクラブ方針や目的に対応できるよう、メンバーは「常任委員」と毎年入れ替わる「役職委員」で構成します。

2. 活動計画

- (1) 年4回、委員会を開催します。
(7月・10月・1月・4月の第三または第四例会後)
- (2) R I 規定審議会にて採決された変更事項を地区を通じて確認のうえ、八尾RC定款細則を見直します。
- (3) 一過性や単年度では解決できない問題を検討します。
 - ①八尾ローターアクトクラブ提唱の件。
 - ②創立60周年記念の件。
 - ③新入会員勧誘の件。
- (4) カウンセラー制度を実施します。
(会長経験者が1年間、新会員の指導・相談を担当)
- (5) その他。

八尾ロータリークラブ定款

2013年7月施行

八尾ロータリークラブ定款

目 次

条	題 目	頁
1	定 義	定・細-2
2	名 称	定・細-2
3	クラブの所在地域	定・細-2
4	目 的	定・細-2
5	五大奉仕部門	定・細-2
6	会 合	定・細-3
7	会 員 身 分	定・細-3
8	職 業 分 類	定・細-4
9	出 席	定・細-4
10	理事および役員	定・細-5
11	入会金および会費	定・細-6
12	会員身分の存続	定・細-6
13	地域社会、国家および国際問題	定・細-8
14	ロータリーの雑誌	定・細-9
15	綱領の受諾と定款・細則の遵守	定・細-9
16	仲裁および調停	定・細-9
17	細 則	定・細-10
18	解 釈 の 仕 方	定・細-10
19	改 正	定・細-10

第1条 定 義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブの会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 名 称

本会の名称は、八尾ロータリークラブとする。

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は次の通りとする。

八尾市全域

第4条 目 的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉

仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会 合

第1節 例会

- (a) 日および時間：本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定例の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更：正当な理由のある場合は、理事会は、例会を前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消：例会日が一般に認められた祝日を含む国民の休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会で武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を越えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会：役員を選出するための年次総会は、細則の定めるところに従い、12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 全般的資格条件：本クラブは、善良な成人であって、職業上及び地域社会にあって良い世評を受けているものによって構成されるものとする。

第2節 種類：本クラブの会員の種類は正会員及び名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員：R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。(R I 定款第5条第2節についてはP.16を参照)

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン：

- (a) 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は元会員によって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブに移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。
- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節 二重会員：同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロー

タリーの目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典：名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7節 公職に就いている人：一定の任期の間選挙または任命によって公職にあるものは、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前に職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 R I の職員：本クラブは、R I に雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動：各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正：理事会は正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限：5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%より多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員あるいは、R I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブはこれらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出 席

第1節 一般規定：各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、その他の活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60%に出席するか、または会合出席中に不意にその場を去らなければならない場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会前後の14日間：例会の定例の時の前14日または14日以内に、
 - (1) 他のロータリークラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60%に出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会協同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブまたは、仮ロータリー地域社会協同隊、仮親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会、またはR I 理事会、またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、

R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。また、

- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが定例の時間または場所において例会をひらいていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブにウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において：例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)にあげた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I 役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップする機会ができないような僻遠の地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席：会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は勤務先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 出席規定の免除：次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。ただし、健康上の理由から12ヶ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12ヶ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。
- (b) 一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 R I 役員の欠席：会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録：本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 管理主体：本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限：理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することが出来る。

第3節 理事会による最終決定：クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なもので

あって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前の、当該提訴の予告が、幹事により各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員：クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長（任命された場合）、および幹事は、全員理事会メンバーとする。また、会計、および会場監督（任命された場合）は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。

第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員の任期：各役員はクラブの細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期：会長は細則の定めるところに従って、就任する直前の18ヶ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から、会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は7月1日に就任し、1年間、または後任者がしかるべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件：各役員および各理事は、いずれも本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトはガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任出来ないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長がクラブ会長を継続して務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間：会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 会員資格条件：会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (1) 理事会は会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1ヵ年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることが出来る。但しこの場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会：会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
 - (c) 名誉会員の会員身分の終結：名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結—会費不払

- (a) 手続き：所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が書面をもって催告しなければならない。催告の日付け後、10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結しても差し支えない。
- (b) 復帰：理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合はいかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結—欠席

- (a) 出席率：会員は
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50%に達しているか、クラブのプロジェクト、その他の活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスのとれた割合でその両方を満たしていなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席、またはクラブのプロジェクトに参加しなければならない。(R I理事会によって定義されたガバナー補佐はこの義務を免除されるものとする。)

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席：会員の会員身分は理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は過半数によって会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠：理事会はいかなる会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席している全投票理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、及びロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知：本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員はかかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会にたいして書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また理事会に出頭て、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は配達証明便、または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填：本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴

があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。但し、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を越えない場合はこの限りではない。

第6節 会員身分の終結に提訴または調停、仲裁を求める権利

- (a) 通知：幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって当該会員に通知しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思にあることを通知することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限：提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が書面をもって、全会員宛に与えなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁：調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴：もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗：調停を要求したが、調停に失敗した場合、本節
 - (a) 項の規定に従い会員はクラブに提訴するか、仲裁に訴えることが出来る。

第7節 理事会による最終決定：もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会：いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失：いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留：本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振る舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
 - (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
 - (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
 - (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、
- 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な主題：地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共の問題の功罪は、本ク

ラブ会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブはいかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止：本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。

またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的主題の禁止

(a) 決議および見解：本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議しない見解を、採択したり配布してはならない。またこれに関して行動を起してはならない。

(b) 嘆願：本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して：ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務：R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本状規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料：購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払い金を会員から徴収し、R I の事務局にまたはR I 理事会の指定によって購読することになった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は本クラブの特典を受ける事が出来る。各会員は定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 意見の相反：理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起これ、このような場合のために規定されている手続きによっては、どうしても解決できない場合、その問題は論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 調停または仲介の期限：調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停：このような調停の手続きは、国もしくは都道府県に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めて指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。クラブは適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表人に要請することができる。

(a) 調停の結果：調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者

が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請する事が出来る。

(b) 調停の失敗：調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴える事が出来る。

第4節 仲裁：仲裁が要請された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。

第5節 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁人が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴する事は出来ない。

第17条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によってR I の管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を認めるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正する事が出来る。

第18条 解釈の仕方

「郵便」「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 改正の方法：本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方法については、R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正：定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも出席している全投票、会員の最低3分の2の賛成投票によって改正する事が出来る。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に各会員及びガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

八尾ロータリークラブ細則

2013年7月1日

八尾ロータリークラブ細則

目次

条	題 目	頁
1	定 義	定・細-12
2	理 事 会	定・細-12
3	理事および役員選挙	定・細-12
4	役 員 の 任 務	定・細-13
5	会 合	定・細-13
6	入会金および会費	定・細-14
7	採 決 の 方 法	定・細-14
8	奉 仕 部 門	定・細-14
9	委 員 会	定・細-14
10	委員会の任務	定・細-15
11	出席義務規定の免除	定・細-16
12	財 務	定・細-16
13	会員選挙の方法	定・細-17
14	決 議	定・細-17
15	例会議事の順序	定・細-17
16	改 正	定・細-18
17	発 効	定・細-18
八尾ロータリークラブ細則 内規		
	第1条第1節に関する内規	定・細-19
	第5条第2節に関する内規	定・細-19
	慶弔規定	定・細-19
	事務局員雇用規定	定・細-20

第1条 定 義

1. 理事会:本クラブの理事会
2. 理 事:本クラブの理事会メンバー
3. 会 員:名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I :国際ロータリー
5. 年 度:7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理 事 会

1. 本クラブの管理主体は、本クラブの会員11名からなる理事会とする。
すなわち会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計と、理事として任命された副会長および会場監督、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名以内の理事をもって構成する。
2. 同一の役職が数名選出され、もしくは1名が複数の役職を重任することにより総議決数が偶数となる場合は、八尾ロータリークラブ定款第10条第4節に定められた範囲において、理事会の裁量で議決権の付与を調整、決定するものとする。

第3条 理事および役員選挙

第1節

- (イ) 会長は、理事および役員を選出すべき年次総会の5週間前の例会において、候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を設けるため、9名の委員候補者氏名を発表し会員の賛成を得て委嘱し、委員長は委員の内より前々年度会長がその任にあたる。
- (ロ) 委員長は、直ちに「指名委員会」を招集して、次の案件を審議しなければならない。
 1. 次々年度の会長候補者指名に関する提案…現会長が、会長の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
 2. 次年度の副会長・幹事・会計・会場監査（SAA）ならびに4名の理事候補者指名に関する提案…次年度会長エレクトが会員の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
- (ハ) 「指名委員会」において審議決定された前記各候補者氏名は年次総会の2週間前の例会において「指名委員会委員長」により発表され、年次総会において賛否を問われるものとする。
- (ニ) 年次総会において、賛成過半数を獲得した候補者は、それぞれ理事及び役員に当選したのものとして、会長によって発表される。
- (ホ) 前項によって次々年度会長に選ばれた会員は、7月1日に始まる次年度に、役員たる会長エレクトとして理事会のメンバーに入り、次々年度の7月1日に会長に就任するものとする。
- (ヘ) 「指名委員会」は、毎年度新たに設け、任期終了を持って自動的に解散する。なお、「指名委員会」は、現会長、次年度会長、前々年度会長および、ロータリー歴3年以上の会員より入会年次層を代表するものをもって構成する。

第2節 選出された理事および役員に、次年度7月1日に会長エレクトとなるべき次々年度会長を加えて、次年度理事会を構成する。

第3節 理事またはその他の役職に生じた欠損は理事会の決定によって補填するものとする。

第4節 理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠損は、残りの被選理事会の決定によって補填されるものとする。

第5節 第4節の規定にかかわらず、会長エレクトに欠損を生じたときは、第1条第1節の手続により決定する。

第6節 次年度会長は、次年度理事会の承認のもとに、次年度副幹事、副会場監督（SAA）を委嘱することが出来る。なお、副幹事及び副会場監督は準役員とする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会メンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長

会長不在の場合に本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分負担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分負担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当って会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督（S A A）

通常その職に付随する任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 副幹事・副会場監督（準役員）

副幹事、副会場監督の任務は幹事および会場監督をそれぞれ補佐し、その不在の場合にその任務を代行することとする。

第5条 会 合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月の第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次々年度の会長および次年度の理事・役員を選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分から13時30分まで開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しは全てクラブ会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（またはクラブ定款の規定に基づき、理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日その出席または欠席が記録され、その出席は本クラブまたは他のロータリークラブにおいてその例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは定款第19条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 総会定足数

会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会の定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は、毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告を行わなければならない。

第5節 理事会定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は10万円とし、入会承認に先だって納入すべきものとする。但し定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額27万4千円とし、毎年7月、1月にその半額を納入する。中途入会者が納める会費は月割りとし、ザ・ロータリアン誌・またはロータリーの友誌の購読料も会費と同時に納入し、人頭分負担金および地区資金他の各々については定められた額を納入すべきものとする。

第3節

会長は、必要のあるとき理事会の承認を得て臨時会費の額を定め、随時これを徴収することが出来る。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節

(イ) 会長は理事会の承認のもとに次の常任委員会部門を設置するものとする。

①クラブ管理運営部門 ②青少年奉仕部門 ③職業奉仕部門

④社会奉仕部門 ⑤国際奉仕部門

その他、必要に応じて同様の手続きを以て特別委員会を設けることができる。

(ロ) 会長は、理事会の承認のもとに各部門の中に必要と考える特定の分野を担当する委員会を設置するものとする。

(ハ) 会長は理事の中から各部門の担当理事を任命し、且つその中の委員会の委員長及び少なくとも2名以上の委員を任命するものとする。

(ニ) 会長は職権上、すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(ホ) 各部門担当理事は本細則によって付託された職務及び更にこれに付け加えて会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの担当理事は理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(ヘ) 会員は会長により要請された役員、及び委員の就任を拒むことなく、指定された職に就くことが望ましい。また、本細則によって別段の定めがある場合を除き、継続事業の状態に応じて連続2年以上の重任を妨げるものではない。

(ト) 会長は本クラブ運営のため理事会承認のもとに必要と考える臨時の委員会（特別委員会等）

を設置することが出来る。

(チ) 各部門は、担当理事（委員長）と特定分野を担当する委員長によって構成される。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営部門

この部門は、クラブの効果的な運営に関連する活動について指導し実施するものである。この部門の中に出席、親睦活動、プログラム、クラブ研修、クラブ広報の5委員会を設置する。

- (イ) 出席委員会 この委員会は、すべての会員があらゆるロータリーの会合に出席すること。これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等への出席を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合、他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励案を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (ロ) 親睦活動委員会 この委員会は、会員間の親密度を高め、友誼を増進し、用意されたクラブのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般的目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (ハ) プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを企画、準備し、手配しなければならない。
- (ニ) クラブ研修委員会（併：規定文献委員会、会員増強委員会、会員研修委員会）この委員会は、
1. 会員の勧誘と会員維持に関する包括的な計画を立て、常に本クラブの会員増強を図るため未充填の職業分野を充填するために適当な人物を推薦するよう積極的に努めるものとする。会員選考については、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、すその人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査し、そして、すべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告するものとする。
 2. 職業分類については、毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から職業分類の原則を適用し、充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。そして、あらゆる職業分野の問題について理事会と協議しなければならない。
 3. 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、国際ロータリー管理運営の動向についての情報を提供する方策を提供し、これを実施するものとする。
 4. 八尾ロータリークラブ定款・細則、その他の規定の整備
 5. 国際ロータリーの定款・細則、手続要覧等の研究
 6. ロータリークラブに関する分権の研究、調査に努め、併せて交換されたバナーの整備を行う。

- (ホ) クラブ広報委員会（併：会報委員会）この委員会は、
1. 一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕活動を推進する計画をたて、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案してこれを実施するものとする。
 2. クラブ会報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、毎例会のプログラムを発表及び、前回の例会の重要事項を報告し、親睦の増進と、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、並びに世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝え、本クラブの歴史的資料の記録と整理を任務とする。また、雑誌月間の主催及び「ロータリーの友」等の雑誌についてはクラブ例会において毎月雑誌の簡単な記事の紹介を行って、新会員の意識向上に努めるとともにロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。

第2節 職業奉仕部門

職業奉仕委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員の職業に

おける慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実践するものとする。

第3節 社会奉仕部門

社会奉仕委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、実施するものとする。

第4節 国際奉仕部門

この部門の中に、国際奉仕とロータリー財団の2委員会を設置するものとする。

- (イ) 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。
- また、本クラブ（または当地区）が、日本国外における国際的な社会奉仕活動に協力する方策を考案し、これを実施する。
- なお国際交流に関しては、姉妹クラブや友好クラブとの交流を活発化し、地区の関係委員会などとの協調により、広く世界のロータリークラブやロータリアンとの交流を図る方策を考案しこれを実施する。
- (ロ) ロータリー財団委員会 この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立てて、これを実施するものとする。

第5節 青少年奉仕部門

この部門の中に青少年育成とインターアクトの2委員会を設置する。

- (イ) 青少年育成委員会 この委員会は次世代を担う青少年の健全なる育成のための諸方策を考案し実行するものとする。
- (ロ) インターアクト委員会 この委員会は、インターアクトクラブの運営を指導し、援助を与え、そして本クラブとの間に密接な協力関係を維持することに努めなければならない。なお、年々継続性を保つため委員の重任を妨げない。
- また、米山奨学担当を設置して会員が米山記念奨学会の活動に協力するよう指導し推薦し、役立つ方策を思案し実施するものとする。

第6節 特別委員会

この委員会は、理事会の承認のもとに、必要と考える臨時の委員会を設置するものである。この特別委員会の統括は会長がその任に当たるものとする。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は、出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月を超えない限りに於て、本クラブの例会出席を免除される。（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、八尾ロータリークラブ定款第9条第2節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。）

第12条 財務

第1節 会計は本クラブの資金の少額を手許現金として留保し、その他の全てを理事会の指定する金融機関に預金しなければならない。クラブの資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわちクラブ運営と奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 本クラブの全ての収入および支出は担当理事、管理および会計の署名または押印した入金伝票により行い、支払いは会計が振り込みまたは、現金で行う。

第3節 本クラブの会計年度は、7月1日から翌6月30日に至るまでの期間とし、会費徴収の目的

のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間、および1月1日から6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日現在の会員数に基づいておこなわれるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第4節 各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第5節 本クラブの会計処理は、毎年1回理事会の指名する会計幹事により、毎期末に監査を受けなければならない。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は

書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに所属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定ある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブ会員に発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。クラブ研修委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第14条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付記しなければならない。

第15条 例会議事の順序

- ①開会宣言（点鐘・合唱）
- ②来賓・来訪ロータリアンの紹介
- ③出席報告
- ④委員会報告
- ⑤会長・幹事の報告
- ⑥会場監督（S A A）の報告

⑦卓話・その他のプログラム

⑧閉会（点鐘）

なお、食事の時間を含む場合は上記議事いずれの前後に配しても 差し支えないこととする。

第16条 改正

本規則は、定足数の出席する例会において任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票によって改正することが出来る。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前までに各会員に郵送されてなければならない。クラブ定款、およびR I定款、細則と背馳するとき改正または条項追加は行うことはできない。

第17条 発効

本細則の改訂は、2013年7月1日より発効するものとする。

八尾ロータリークラブ細則内規

第1条第1節に関する内規

- ①会長は、指名委員会の委員長候補者および委員候補者の推薦にあたって、特に次の事項に留意しなければならない。
 - (イ) 次々年度会長候補者、および次年度理事役員候補者と目される会員を除くことがのぞましい。
 - (ロ) 当該年度の指名委員長がその任務を果せない事情が生じた場合前年度の指名委員長がその任にあたるものとする。
- ②次々年度会長候補者の選考にあたっては、会長経験者を招集し、広く意見を徴取するとともに、手続要覧に定められた有資格者中から、少なくとも就任時にはロータリー歴10年以上有すると共に年齢50才以上のものを推薦することがのぞましい。
- ③次年度理事・役員候補者の選考に際して、会員のロータリー歴および、諸役の経験を加味して、慎重に検討することがのぞましい。
- ④当該年度の指名委員長である前々年度会長は理事会に出席することが出来る。

第5条第2節に関する内規

会員会費一部免除の件

1. 長期欠席者の会費について
長期欠席者については本人の体調不良による事情で、長期に亘り例会に出席できない場合、医師の診断書もしくは書面の提出により、理事会の承認を得て下記の如く会費の一部を免除するものとする。
会費一部免除申請条件
 - (1) 出席規定免除者であること
 - (2) 入会20年以上であること
 - (3) 満80歳以上の会員
 - (4) 長期にわたる病气療養中の会員
 - (5) その他やむを得ない特別事情による申請については理事会において審議する。上記の項目に当てはまる会員は半期ごとに書面で申請し、理事会の承認を必要とする。
理事会で承認された会員については会費のうち半期5万円を免除するものとする。

慶弔規定

第1条 (目的)

この規定は、八尾ロータリークラブ会員、家族及び関係者に対する慶弔並びに見舞いに関して定めることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規定に定めるところにより慶弔等のあった日から1ヶ月以内に会員、家族または関係者から会長に通知のあったものに対し、第3条以下の条項に従い慶弔の意を表するものとする。

第3条 (慶事)

- 会員が叙勲、受賞、学位称号等を受けた場合。その他会員の身辺または職場等に特に慶事（喜寿・米寿等）があった場合は適宜祝意を表することが出来る。
1. 叙勲、国家表彰、功労賞、学位称号、及び上記に準ずる受賞等：3万円程度の金品
 2. 喜寿、米寿：3万円程度の金品

第4条 (疾病)

会員が疾病又は傷害等により入院が1週間以上に及んだ場合：1万円

第5条 (災害)

会員の住居又は職場が火災、風水害その他の災害により著しく被害を受けた場合は、その実情により適宜慰問又は見舞いを理事会で検討する。

第6条 (死亡)

会員もしくはその家族が死亡した場合

1. 会員：3万円及び供花又は楮
2. 会員夫人：2万円及び供花又は楮
3. 会員の父母並びに子女：1万円及び供花又は楮

第7条 (関係者)

当クラブ会員以外で当クラブと特に密接な関係のあるものに対する慶弔並びに見舞いについては、前各条の規定に準じて会長が理事会に諮り、その都度これを定める。但し、急を要し理事会に諮る暇のない時は、会長の裁量によって決定することが出来る。

第8条 (裁量)

前各条の慶弔等に関する金品の種類又は額の決定については会長の裁量にゆだねる。

第9条 (実施者)

以上の慶弔並びに見舞いの実施に当たっては会長、副会長、幹事内2名以上、もしくはそのうちの1名と他の会員1名以上が同行して行うものとする。

第10条 (施行)

本規程は2007年12月5日より施行する。

この内規は、改正又は修正の必要が生じた場合、規定文献委員会は理事会に提出し承認を得て改善することが出来る。

事務局員雇用規定

第1条 (総則)

本規定は、八尾ロータリークラブが雇用する事務局員に適用されるものとする。

第2条 (雇用契約)

八尾ロータリークラブの特性上、会長をはじめとする理事・役員が毎年改選されるため、事務局員の雇用期間は原則、ロータリークラブの年度と同じ毎年7月から翌年6月までの1年間とする。新年度の理事・役員は、当該年度が始まるまでに、雇用契約更新の有無を事務局員に対して通知するものとする。

第3条 (労働時間、休日など)

勤務時間や勤務曜日、休日などは別途、発生が予想される業務量も考慮しながら当該年度の理事・役員と事務局員が話し合いの上で決定する。
また本来休日にあたる日に出勤した場合などは、代休の取得などについて双方の話し合いの上で決定することができる。

第4条 (賃 金)

賃金については、契約年度の理事・役員が決定する。

第5条 (定年、退職、解雇)

定年は満60歳とし、定年に達した月の末日をもって退職とする。ただし双方が希望する場合、雇
用を延長することができる。

事務局員が退職を希望する場合、責任を持って後任者への引き継ぎを行うものとする。

勤務状況が著しく不良で改善の見込みがない場合や、懲戒解雇に相当する事由がある場合などは、
解雇することがある。

第6条 (そ の 他)

本就業規則に定めのない事項に関しては都度、契約年度の理事・役員が協議の上で決定する。

第7条 (施行、改正)

本就業規則は、2017年7月5日より施行する。

改正の必要が生じた場合、理事会の承認を得て改正することができる。

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、
これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値
あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリ
アン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および
社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを
通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- ① 真実か どうか
- ② みんなに公平か
- ③ 好意と友情を深めるか
- ④ みんなのためになるか どうか